復興特別所得税の源泉徴収について

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、**平成２５年１月１日から平成４９年１２月３１日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別税を併せて徴収する**こととなりました。

１　源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき**所得税の額の２．１％**相当額です。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

支払金額等　×　合計税率（%）(※)　＝　源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額(注)

（注）算出した所得税及び復興特別所得税の額に１円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

※１　合計税率の計算式

合計税率（%）　＝　所得税率（%）　×　102.1%

※２　所得税率に応じた合計税率の例

所得税率（%）	5	7	10	15	16	18	20
合計税率（%） （所得税率(%)×102.1%）	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

２　保育料の算定

（例）　父母と子ども２人の４人家族
・世帯の年間の収入　父　給与収入469万円(給与所得額310万円)
母　給与収入100万円（給与所得額35万円）
※　母の課税総所得額は基礎控除（38万円）後、０円となる
・子　４歳、１歳　他の扶養家族なし（子2人は父の扶養）
※　**源泉徴収税額は年少扶養控除があるものとして計算**

課税総所得額の計算

控除額計 152万円	基礎控除	38万円
	配偶者控除（母）	38万円
	年少扶養控除（４歳）	38万円
	年少扶養控除（１歳）	38万円
所得額 310万円	**課税総所得額**	**158万円**

310万円（所得額）　－　152万円（控除額）　＝　158万円（課税総所得額）

復興特別所得税がある場合

158万円（課税総所得額）　×　5.105%（合計税率）　＝　80,659円（源泉徴収税額）

保育料	**Ｄ６階層**（未満児44,000円、以上児26,600円）

○　**復興特別所得税がない場合**

158万円（課税総所得額）　×　5%（所得税率）　＝　79,000円（源泉徴収税額）

保育料	**Ｄ５階層**（未満児40,500円、以上児26,100円）